

## 【尖閣諸島の年表】

1895年	領有権を宣言し、沖縄県に編入
1966年	国連アジア極東経済委員会の調査報告で石油資源の可能性を指摘
1971年	中国、台湾が領有権を主張
1978年	尖閣問題を棚上げし、日中平和条約締結
2010年	中国漁船衝突事件。(船長は不起訴)
2012年	香港活動家14名逮捕し強制送還

# 尖閣を守れ! 日本を守れ!

## 領土を守る強い意志と行動を!

# 日本時事評論

編集・発行

(株)日本時事評論社  
〒753-0817  
山口市吉敷赤田四丁目6番38号  
IP電話 050-3532-5152  
FAX 083-922-1113  
□編集部□  
IP電話 050-3532-5149  
FAX 083-922-3167  
購読料 年4,800円  
振替口座01590-1-25226

尖閣諸島をめぐって日本と中国の緊張は高まっています。中国は尖閣と同様「核心的利益」と位置付けている南沙諸島などの領有のために実力行動に出ています。今回の香港の民間団体による尖閣への上陸は、本格的攻勢への助走のようなものです。いたずらに時を中国に与えれば、尖閣の島々に中国国旗が翻るのは明らかです。

尖閣はわが国が実効支配していると言つても、尖閣諸島周辺海域を海上保安庁の巡視船が哨戒しているに過ぎません。一時期の混乱や紛糾を避けるために政府が口先だけのあいまいな態度をとることは、愚策以外の何物でもありません。紛争を深刻化させないためにも、一刻も早く実効支配の強化を図るべきです。また、国民としても、領土を守る強い意志を示すことが求められます。

## 中国の狙いは天然資源

尖閣諸島は沖縄県石垣市に属し、魚釣島、久場島など八つの島からなっています。同諸島が日本領になつたのは明治二十八(一八九五)年です。明治政府は十年位前から十分な調査を行い、領有を宣言し、沖縄県に編入しました。当時、清国はこの件に対しても抗議もしませんでした。

中国や台湾が領有権を主張し始めたのは、昭和四十三(一九六八)年に日本や韓国などの海洋専門家が国連アジア極東経済委員会の協力を得て学術調査した結果、「石油資源が埋蔵されている可能性がある」との報告書を出してからです。天然資源を確保したいがために、尖閣諸島の領有を主張し始めたというのが歴史的事実です。

中国が領有権を主張するのは、現在の沖縄県(当時琉球)が明や清の冊封を受けていた時期から、中國の冊封使が琉球にわたる際に、尖閣諸島を航路の目印にしていて、中国では早くから尖閣諸島を認識していたのです。周煌の『琉球國志略』(針路図)には尖閣諸島の一部が描かれていることや、清国の除幕光が著した『中山伝言録』には同諸島を琉球三十六島には含めていなかつたとしています。

これに対しても、わが国の立場は、中国が実効支配した痕跡が見られない以上、同諸島は「無主地だつた」とするのが妥当というものです。そして、

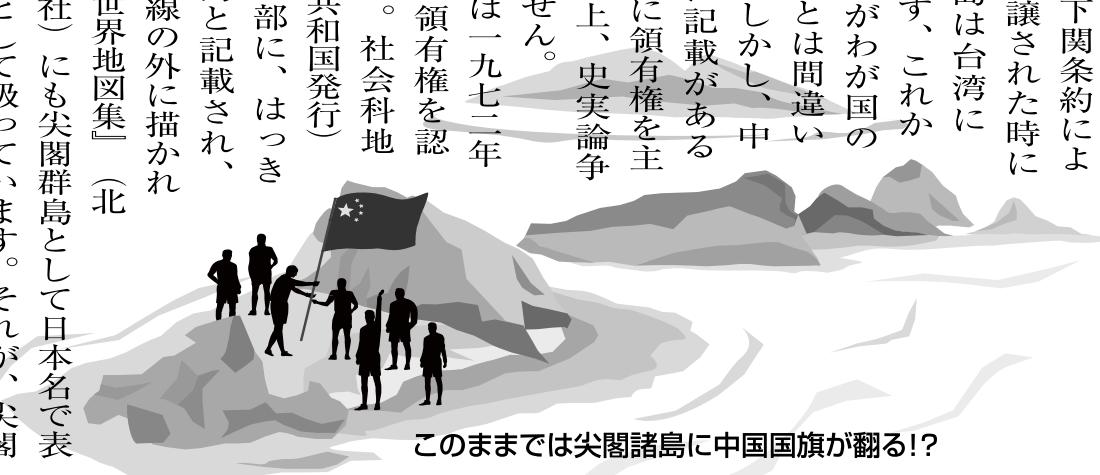
## 中国も日本領と認めていた!

## 国際法からもわが国領土!

中国が示す文献にしても、尖閣諸島を一度も歴史的に中国が領有したという事実はありません。従つて日本政府が「無主の地」として尖閣諸島を領有したことは国際法上も妥当です。一九七二年までどこからも抗議されることなく、平和的、継続的に実効支配してきた以上、国際法上もわが国の領土であることは明らかです。

尖閣の問題を領有問題化しないためには、わが国が実効支配を強化する以外にありません。中国の実力行動が、領土問題での「国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使」を禁じた国連憲章違反の行為とみなされるような環境整備を急ぐべきです。具体的には船溜まりや、避難港の整備を進め、灯台や通信施設などの建設、陸上自衛隊の配備や海上保安庁の巡視船の増加配備を行って、実効支配を強化する必要があります。

## 港整備や自衛隊配備も



最後の好機を逃すな!!

日米の軍事力・経済力が、

中国を上回っている今を逃さず、

尖閣の実効支配の強化を急ぐべき!